

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)

警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

原議保存期間	10年(令和18年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

警 察 庁 丁 規 発 第 2 2 5 号
令 和 7 年 1 2 月 2 5 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について（通達）

自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用については、「自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について（通達）」（令和7年3月28日付け警察庁丁規発第51号。以下「旧通達」という。）により定めているところであるが、「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、保管場所証明に係る申請書類を統一することが盛り込まれたことも踏まえ（別添1参照）、欄外記載事項及びその記載場所を含めて申請書等の様式を統一し、下記のとおり運用することとするので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達及び「自動車の保管場所証明申請等の適正な取扱いについて（通達）」（令和2年12月25日付け警察庁丁規発第147号）は廃止する。

記

第1 総則関係

1 定義

(1) 自動車

ア 法の定義

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第2条第1号の規定により、自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいうこととされている。

イ 具体的適用

法の規定の適用は、自動車の種類により異なり、法第3条から第5条まで及び第7条から第12条までの規定の適用関係は、次の表のとおりである。

また、法第13条第1項の規定により、同項に規定する運送事業用自動車については、法第4条、第5条、第7条、第9条、第10条及び第12条の規定は適用しないこととされている。

	登録自動車	軽自動車	その他
第3条	○	○	○
第4条	○	—	—
第5条	—	○	—
第7条	○	○	—
第8条	○	○	○

第9条	○	○	○
第10条	○	○	○
第11条	○	○	○
第12条	○	○	○

注1 適用されるものに○を、そうでないものにーを付けた。

注2 「登録自動車」とは、道路運送車両法第4条に規定する処分（以下「新規登録」という。）を受けなければならず、又は新規登録を受けた自動車をいう。

注3 「その他」とは、法第2条第1号に規定する自動車で、登録自動車及び軽自動車を除いたものをいう。

(2) 保有者

ア 法の定義

法第2条第2号の規定により、保有者は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項に規定する保有者をいうこととされているので、「自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するもの」ということになる。

イ 具体的適用

保有者の定義の解釈は、法及び自動車損害賠償保障法のそれぞれの法律の目的及び各規定の趣旨に対応して行う必要があるが、

- ・ 自家用自動車の所有者
- ・ 自動車運送事業者
- ・ レンタカー業者
- ・ リース形態の場合の自動車の賃借人

については、法にいう保有者に通常当たると考えられる。

(3) 保管場所

ア 法の定義

法第2条第3号の規定により、保管場所は、車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいうこととされている。

イ 具体的適用

保管場所の定義の解釈は、自動車を運行する根拠地としての性格及び使用の反復、継続性を考慮して行うこと。

(4) 自動車の使用の本拠の位置

法の定義はないが、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合は、その住所又は居所、法人の場合は、その事務所の所在地をいう。この場合において、保有者の住所とは、保有者が当該自動車を使用して営む生活の事実上の根拠地となっている場所をいい、多くの場合は、住民票に記載されている住所と一致する。

2 保管場所の確保

(1) 保管場所の使用権原

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第1条第3号の規定による「保管場所として使用する権原を有する」とは、保管場所とし

て使用する土地又は建物につき、当該場所が法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所以外のものである場合において、所有権、賃借権等の権利を有することを意味している。

法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所とは、法律等の規定によるものとしては、

- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）第10条の規定による、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の基準として、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条、第10条等の規定により、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の周囲に空地として保有されている場所
- ・ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条又は第21条の規定により、特別区域及び特別保護地区において、環境大臣等の許可を受けなければ自動車を使用してはならない場所

等があり、条例の規定によるものとしては、

- ・ 火災予防条例等の条例により、指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う場所の周囲に空地として保有されている場所

等がある。

なお、各都道府県警察においては、関係する条例の内容等を調査しておくこととされたい。

(2) 保管場所確保義務の履行の確保を図るための各種制度・措置の有機的活用

保管場所確保義務の履行の確保を図るための制度・措置である、

- ・ 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度（法第4条、第5条、第7条）
- ・ 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置（法第8条－第10条）
- ・ 保管場所としての道路の使用の禁止等（法第11条）
- ・ 報告又は資料の提出（法第12条）

については、自動車の種類及び地域によって規定の適用の有無が定められているので、これらに十分留意の上、各制度・措置を有機的に連動させて活用すること。

第2 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度関係

1 申請書・保管場所証明書及び届出書

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第1条第4項に規定する様式（以下「申請書」という。）及び規則第3条第1項に規定する届出書（以下「届出書」という。）については、各都道府県警察において作成、配布するものは、以下のとおりとし、別添2から6までの様式の右上記載の別添番号を削除することを除き、様式の変更は行わないこと。

(1) 申請書

申請書は別添2の様式を使用すること。

この場合において、申請書2通の複写となったものについては、申請者の記載箇所が全て複写されるようにするほか、複写される2枚目も含めて様式の変更は行わないこと。

また、申請者が、規則第1条第1項の規定による別段の定めにより1通の提出がなされることを想定して都道府県警察が作成・配布した別添2の申請書を、当該別

段の定めのない都道府県の警察署長に対して1通提出した場合においても、当該申請書を複写し、2通の申請書による申請として取り扱うなどして当該申請を受理することにより、申請者が申請書を2通提出するために再度警察署に出頭することのないようにすること。

(2) 届出書

届出書は別添3の様式を使用すること。

2 申請書及び届出書の記載方法等

(1) 共通事項

ア 正確、的確な記載

申請をしようとした者に対し、記載した内容が正確、的確となるよう記載方法等について説明を丁寧に行うとともに、そのための広報啓発、相談活動を行うこと。

特に間違えやすい自動車の車名、型式及び車台番号の各欄に記載すべき内容については、その参考資料を警察署の窓口等に備えておくこと。

イ 書面の訂正

申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）の訂正は、訂正したことが明らかとなるよう、訂正箇所を二重線等で訂正させるとともに、受理した申請書等の訂正箇所には、警察署長の訂正確認印を押印するなど、記載内容の真正性確保に留意すること。ただし、訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載し再提出するよう申請者又は届出者（以下「申請者等」という。）に教示すること。

また、申請書については、保管場所証明書交付後の訂正は認めないこと。

ウ 申請者等の氏名欄

申請者等の氏名欄は、申請者等が法人であるときは、その名称及び代表者を記載させること。

エ 使用権原欄

申請又は届出（以下「申請等」という。）に係る保管場所の所有者が、申請者等本人であれば「自己」に、申請者等以外であれば「他人」に、申請者等を含む複数人の共有であれば「共有」に丸印を付させることとするが、本欄に丸印等が付されていない場合であっても、申請等は受理すること。

オ 連絡先欄

申請者等が申請者等以外の者の協力を得て保管場所証明に係る申請等を行った場合をはじめ、申請等の内容について、その協力者と連絡を取る必要がある場合に当該連絡を円滑に行うため、当該協力者の氏名及び電話番号を記載させることとするが、本欄が空欄であっても、申請等は受理すること。

カ 新規代替欄

申請等に係る保管場所に新規又は追加で申請等に係る自動車を保管する場合は「新規」に、申請等に係る保管場所に保管中である申請者等の自動車との入替えにより申請等に係る自動車を保管する場合には「代替」に、それぞれ丸印を付させることとするが、本欄に丸印等が付されていない場合であっても、申請等は

受理すること。

キ 登録番号等欄

前記カの欄において代替を選択した場合には、代替される自動車の登録番号又は車両番号を「前車」欄に、申請等に係る自動車の登録番号（届出にあっては、登録番号又は車両番号）を「現車」欄にそれぞれ記載させ、前記カの欄において新規を選択した場合には、後記(3)イの場合を除き、本欄は「前車」、「現車」共に空欄のままとするが、前記カの欄において代替を選択した場合に本欄が空欄であっても、申請等は受理すること。

(2) 申請書

保管場所証明は、車台番号により具体的に特定された自動車について行うものであるから、申請書の車台番号欄の記載は必須のものであり、車台番号が記載されていない間は、保管場所証明書は、交付できない。

なお、保管場所証明申請時に車台番号が確定せず、申請書の車台番号欄を空欄のままで行った申請は、有効なものとして受理することは差し支えない。

(3) 届出書

ア 車台番号

届出は、車台番号により具体的に特定された自動車について行うものであるから、届出書の車台番号欄の記載は必須のものである。

イ 軽自動車に係る届出の場合の特例

軽自動車に係る届出については、車両番号の指定の処分を受けてから行われる場合は、登録番号等欄の現車欄に車両番号の記載及び自動車検査証の写しの添付があれば、車台番号の記載がなくても受理すること。この場合でも、できる限り、車台番号を記載するよう保有者の協力を得ること。

ウ 保有者が変更する場合の届出をするときの変更前の保管場所の位置欄の記載

保有者が変更する場合に、法第7条（法第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする届出者である新保有者は、変更前の保管場所の位置を知り得ないことがあり、この場合、変更前の保管場所の位置欄は、空欄とすること。

3 添付書面

規則第1条第2項（規則第3条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、申請書等に添付する書面は、次のとおりとし、保管場所使用権原疎明書面（自認書）、保管場所使用承諾証明書及び保管場所の所在図・配置図の様式として、各都道府県警察において作成・配布するものは、別添4から6までとすること。この場合において、申請等の際に添付することが必要な書面として規則で定められていないものの添付を求め、この提出又は提示がないことを理由に当該申請等を不受理にしたり、申請等を行う者にそのような誤解を与えるような対応をしたりしてはならない。

(1) 自動車の保有者が当該申請等に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面

次に掲げる使用権原の態様の具体例に応じ、それぞれ次に定める必要書類の添付を求めることとし、これ以外の書面や、複数の種類の書面の添付を求めないこと。

ただし、次の具体例以外の書面であっても、保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面が提出された場合には、当該書面の添付で足りることとすること。

ア 自動車の保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合

- ・ 別添4の様式の保管場所使用権原疎明書面（自認書）

イ 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合

土地又は建物の管理者から借りていることを疎明する書面として、

- ・ 駐車場賃貸借契約書の写し
- ・ 駐車場賃貸借契約書の写しがない場合は、駐車場を賃借している者であれば、通常、有している駐車場の料金の領収書等
- ・ 別添5の様式の保管場所使用承諾証明書
- ・ 以上のものが作成し難い場合において、当該自動車の使用に関連のある都市再生機構等の公法人が当該自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書

ウ 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合

- ・ 別添5の様式の保管場所使用承諾証明書

(2) 当該申請等に係る使用の本拠の位置並びに当該申請等に係る場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請等に係る場所の所在図

別添6の様式の保管場所の所在図・配置図の所在図記載欄に所在図を記載若しくは作成させ、又は当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物の確認ができる既存の地図の写し等を所在図として添付させることとし、同図においては、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記させるとともに、それらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記させること。

なお、

- ・ 当該申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされている
- ・ 当該申請に係る使用の本拠の位置が当該申請に係る場所の位置と同一である場合には、規則第1条第3項の規定により、所在図の添付を省略することができることに留意するとともに、申請者の負担軽減の観点から、安易に同項ただし書に基づく所在図の提出を求めないこと。

(3) 当該申請等に係る場所並びに当該申請等に係る場所の周囲の建物、空地及び道路を表示した配置図

別添6の様式の保管場所の所在図・配置図の配置図記載欄に配置図を記載若しくは作成させ、又は当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路が確認できる既存の地図の写し等を配置図として添付させることとし、同図においては、当該申請等に係る保管場所にあってはその平面の寸法、道路にあってはその幅員を、それぞれ明記させること。

また、シャッターの有無欄は、当該保管場所にシャッター等の遮蔽物が設けられている場合には「有」、設けられていない場合には「無」に、それぞれ丸印を付せることとするが、本欄に丸印等が付されていない場合であっても、申請等は受理すること。

(4) 複数自動車の申請等の場合の書面

申請書等の表示上同一の保管場所の位置に在ることとなる保管場所について複数の自動車を保管することを内容とする申請等が同時になされるものについては、前記(1)、(2)及び(3)の書面は、それぞれ1通でよいこととすること。

4 法第12条の規定により、報告又は資料の提出を求める書面

申請書等及び添付書面がそろっており、必要事項が記載されていれば、当該申請等は受理しなければならないため、例えば、申請者等の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合であっても、その理由を確認するための書面の提出又は提示がないことを理由に不受理としたり、申請者等にそのような誤解を与えるような対応をしたりしないこと。

この場合において、住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認する必要があるときは、申請者等にその理由を質問し、口頭で回答を受けた上で警察側で記録化するなど、申請者等の負担を生じさせずに必要な確認を行うよう努めることとするが、申請者等が、任意に、その理由を疎明する書面を添付してきたときは、これを受領することは差し支えない。

その上で、理由を質問したが回答を得られなかった場合や、口頭のみの回答では自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義が残る場合等、車庫飛ばし等の違法行為が考えられるようなときは、当該申請等を受理した後に、法第12条の規定に基づく報告又は資料の提出を求ること。

報告又は資料の提出を求める書面としては、例えば、次のようなものが考えられる。

(1) 申請者・届出者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑証明書
- ・ 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等

(2) 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面

- ・ 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し
- ・ 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

5 保管場所が確保されていると認められない場合の保管場所証明に係る申請の取扱い

警察署長は、保管場所が確保されていると認められない場合は、申請者に対し、その理由を速やかに連絡するとともに、書面により、同理由、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求の方法及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による取消訴訟の提起の方法を教示し、保管場所証明に係る申請書に「不可」と記載して交付すること。

6 保管場所証明書の再交付

(1) 保管場所証明書を再交付する場合の手続

保管場所証明書を再交付する場合の手続は、次のとおりとすること。

- ・ 別添2の様式の申請書により申請させること。
- ・ 添付書面は不要とすること。
- ・ 現地調査を省略すること。

- ・ 証明年月日は、先に交付した保管場所証明書の証明年月日と同一とすること。
- ・ 再交付した場合は、先に交付した保管場所証明書の警察署長の控えとしているものの欄外にその旨を記載し、経過を明らかにすること。

(2) 保管場所証明書を再交付する場合の手数料

保管場所証明書を再交付する場合の手数料の徴収については、各都道府県の手数料条例の定めるところによるものとする。

7 留意事項

申請者等が提出した申請書等の様式が、本通達による統一前の、都道府県において定めていた様式（以下「旧様式」という。）をはじめ、規則に定められた申請書等の様式に記載すべき事項が全て記載されているなど、規則に定められた様式の申請書等であると認められるものが用いられている場合や、申請者等が提出した添付書面が、別添4から6までの様式を用いていないが、当該様式において記載すべき事項が全て記載されているなどしたものが添付されている場合には、当該申請等を受理すること。

この場合において、旧様式や本通達の別添2から6までの様式（以下「新様式」という。）を使用していないことを理由として、これらの様式に記載し直し、提出することを求めないこと。

8 経過規定

旧様式による用紙については、新様式による用紙を配布することができるまでの間、これを取り繕って配布することができるとするが、新様式による申請等は受理するほか、都道府県警察のウェブサイト上に掲載している各様式については、速やかに新様式に変更すること。

【別添1】「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

II 実施事項

2. 賃金向上、人手不足対応

(4) デジタル・AI

No. 6 「自動車保有関係手続のDX」

		を前提として、兼務を含む人手不足対策を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。		
5	地球温暖化対策報告の項目等に係る統一	<p>環境省は、地方公共団体が区域内の事業者に対し、年間の温室効果ガス排出量やその抑制措置等を記載した報告書等の作成・提出を求めるに当たり、地方公共団体ごとに報告項目・基準、様式等が異なることにより、事業者の負担となっている現状等を踏まえ、地方公共団体が報告を求める項目等を調査する。</p> <p>その上で、環境省は、大規模事業者や電気事業者等これらの報告を求められる事業者の態様に応じた標準的な報告の項目等を整理し、地方公共団体が地域の特性等に照らして必要がある場合にはその判断によって独自の項目を設けることを妨げないよう配慮しつつ、地方公共団体に対して前記の標準的な報告の項目等を参照・利用するよう協力を要請等することにより、事業者の報告の項目等に係る統一性が保たれるよう措置を講ずる。</p>	(前段) 措置済み (後段) 令和7年度措置	環境省
6	自動車保有関係手続のDX	<p>a 國土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続負担の軽減を図るため、同省等が運営する自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「自動車OSS」という。）を利用した場合には、譲渡証明書及び使用者の住所を証するに足りる書面の運輸支局への提出に代えて、マイナンバーカードを用いた公的個人認証等を活用することにより、手続のデジタル完結を可能にする。</p> <p>b 警察庁及び國土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の自動車売買等における利便性向上を図るため、①自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に基づく自動車の保管場所証明の交付申請及び②道路運送車両法に基づく自動車の登録等の手続について、自動車OSSでの申請時に②の申請に必要な書類全てが揃わざとも、①の申請をオンライン上で先行して行うニーズがあることを踏まえ、自動車OSSにおいて同ニーズを実現可能とする方向で検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 國土交通省は、自動車所有者の相続人の手続負担の軽減を図るため、現状では運輸支局における対面での申請に限られる相続による移転登録について、自動車OSSの対象手続に加え、手続のデジタル完結を可能とする。あわせて、軽自動車の自動車検査証の変更記録についても、申請者の手続負担軽減の観点から、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続に加える。</p>	<p>a : 令和7年検討開始、令和9年度までに措置</p> <p>b, d : 令和7年検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c : (前段) 令和7年検討開始、令和9年度までに措置 (後段) 令和7年検討開始、令和10年度までに措置</p> <p>e : 令和7年措置</p> <p>f : (前段) 措置済み (後段) 令和7年検討開始、令和9年度までに措置</p>	<p>a, c, f : 國土交通省 b, d : 警察庁 e : 國土交通省 e : 警察庁</p>

	<p>d 國土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の負担となっているとの指摘のある自動車の封印制度について、警察庁の協力も得ながら、その費用対効果や、諸外国の状況も参考に、封印の効果を担保しつつ、デジタル技術を活用した仕組みなど封印制度を代替する措置も念頭に、見直しを行う。なお、封印制度見直しの結果を得るまでの間においても、封印の取付けの委託範囲の見直しなど、自動車所有者や自動車販売事業者等の利便性向上及び負担軽減のための所要の措置を講ずる。</p> <p>e 警察庁は、自動車の保管場所証明に係る手続について、令和5年6月の規制改革実施計画の「ローカルルールの見直し」に即して、申請書の欄外記載事項及びその記載場所を統一するとともに所在図・配置図等の添付書面について標準様式を定めた上で、都道府県警察に通知するなど、都道府県警察ごとに異なる申請書類を統一する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、当該申請書類について、申請者等へ周知するために警察庁ウェブサイト等で公表する。</p> <p>f 國土交通省は、自動車登録に係る手続について、令和5年6月の規制改革実施計画の「ローカルルールの見直し」に即して、委任状などに關して、標準様式を定めた上で、関係機関に通知するなど、運輸局ごとに異なる申請書類の様式を統一する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、マイナンバーカードの活用などによる押印の廃止についても併せて検討し、必要な措置を講ずる。</p>		
7	<p>超高齢社会に対応した親族間での信託の活用による柔軟な財産管理の推進</p> <p>a 法務省は、国民が認知症などに備えた財産管理を行うに当たり、民事信託（親族間で活用する信託をいう。以下同じ。）が有効であるものの、信託制度自体が国民に十分認知されておらず、また、認知されていても信託制度の内容の理解が十分でないため、活用が進んでいないとの指摘があることを踏まえ、金融庁と連携し、国民向けに信託制度や民事信託の活用方法を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、法務省ウェブサイトに当該パンフレットを掲載することなどを通じ、広く周知する。</p> <p>その際、弁護士や司法書士などの士業が依頼者のニーズに合わせて適切に民事信託の活用を案内することも可能となるよう、民事信託の活用例（親族間の財産管理、承継への活用など）や、民事信託が法定後見制度、遺言など他の財産管理等の手段と併せて活用可能であること、民事信託の開始から終了までの流れ、民事信託を活用する上での注意点など、民事信託を活用するに当たって参考となる情報を盛り込むものとする。</p> <p>b 金融庁は、金融機関において民事信託が</p>	<p>a, c: 令和7年度措置 b: a の措置後、速やかに措置</p>	<p>a: 法務省 金融庁 b: 金融庁 c: 法務省</p>

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-collapse: collapse; width: 50px; height: 20px;"> </table> センチメートル 幅 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-collapse: collapse; width: 50px; height: 20px;"> </table> センチメートル 高さ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-collapse: collapse; width: 50px; height: 20px;"> </table> センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
年 月 日			
警察署長 殿		〒() 住所 申請者 氏名	
電話			
第 号			
自動車保管場所証明書			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
年 月 日			
警察署長 印			

※ 自動車の登録手続に必要となる自動車保管場所証明書は、
登録申請の日からさかのぼっておおむね1か月以内に発行
されたものとなりますので、注意してください。

使用権原	自己・他人・共有	連絡先	氏名	新規代替	登録番号等	前車	印

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用的本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）				自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
			長さ	□□□	センチメートル
			幅	□□□	センチメートル
			高さ	□□□	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置		(変更前)			
上記の事項について届出をします。					
年 月 日					
警察署長 殿		〒()			
住 所					
届出者		電話			
氏 名					

使用 権原	自己・他人・共有
----------	----------

連絡 先	氏名
	電話

新規 代替	登録 番号等	前車 現車
----------	-----------	----------

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
- 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 - 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出 に係る保管場所である **土地・建物** は、私（当法人）の所有であることに間違이ありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒（ 　　— 　　）

住 所

電 話

氏 名

- 備考 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。
2 **土地・建物**については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○を付けてください。

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置		駐車場の名称	駐車位置番号
使 用 者	〒 (-) 住 所	電 話	
	氏 名		
使 用 期 間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 〒 (-) 年 月 日 住 所 電 話 氏 名			

備考

共有の場合は、必要な共有者全員の住所・氏名を記入してください。

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄
	シャッターの有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- 備考 1 使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合には、所在図を省略することができます。
- 2 所在図には、保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示するほか、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記し、これらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記してください。
- 3 所在図は、本様式に記載せず、保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できる既存の地図の写しを用いても構いません。
- 4 配置図には、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示するほか、保管場所にあってはその平面の寸法、保管場所に接する道路にあってはその幅員を明記してください。